



お申し込みの際しましては、必ず「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。くわしくは、外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

- 「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。
- 当冊子に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点におけるニッセイ・ウェルス生命所定の範囲内での取扱となり、将来変更される可能性があります。

保険契約申込時に取得する個人情報の利用目的	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社は、お客さまの個人情報を、下記の目的のために、業務の遂行上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。 ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務
この冊子の表記について	「商品パンフレット」「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。
生命保険募集人について	生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。
お問い合わせについて	ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター 商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。 円 建 ☎ 0120-037-560 米ドル建 豪ドル建 ☎ 0120-001-262 受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00 ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。
募集代理店（みずほ銀行）からのお知らせ	●本商品の引受保険会社はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社です。株式会社みずほ銀行はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の募集代理店であり、ご契約の主体は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社となります。 ●本商品は預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第 53 条に規定する保険金支払の対象となりません。また、元本の保証はありません。 ●保険契約にご契約いただくか否かが、株式会社みずほ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。 ●保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによっては本商品をお申し込みいただけない場合があります。 ●借入金を保険料に充当した場合、解約払戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。

〔募集代理店〕

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間：平日 9:00～17:00

（12月31日～1月3日、祝日・振替休日のご利用いただけません）

〔引受保険会社〕

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1

www.nw-life.co.jp

ニッセイ・ウェルス生命の個人年金保険

みらいの気持ち♡2

生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険



この冊子は、「商品パンフレット」「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」を一冊にまとめております。



- この商品は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする**生命保険**です。**預金とは異なり、元本割れすることがあります。**
 - 市場金利や為替相場の変動等により、損失が生じることがあります。**
- 詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をご確認ください。

●この冊子とあわせて、「試算設計書」を必ずご覧ください。

〔募集代理店〕

MIZUHO

みずほ銀行

〔引受保険会社〕



ニッセイ・ウェルス生命

ニッセイ・ウェルス生命について



ニッセイ・ウェルス生命は、日本生命グループの一員です。

日本生命グループにおける金融機関窓販領域に特化した生命保険会社として、シニア富裕層マーケットを中心にお客さまの多様なニーズにお応えする商品・サービスを提供しております。

■ 高品質の金融サービスを提供

当社では、主にシニアマーケットにフォーカスした商品開発に取り組み、金融機関等募集代理店を通じて保険商品を提供するとともに、お客さまが年金や保険金等をお受け取りになるまで、丁寧なアフターフォローを行っています。

これからもお客さまのニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスの提供に努め、お客さまから選ばれ続ける生命保険会社を目指してまいります。

■ 沿革

- 1907年 「横浜生命保険株式会社」として営業開始
- 1935年 社名を「板谷生命保険株式会社」と改称
- 1947年 新会社「平和生命保険株式会社」発足
- 2000年 社名を「エトナヘイワ生命保険株式会社」と改称
- 2001年 社名を「マスミューチュアル生命保険株式会社」と改称
- 2018年 日本生命保険相互会社との経営統合による新体制発足
- 2019年 社名を「ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社」と改称

「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

セカンドライフのイベントは盛りだくさん みらいの 「こうありたい！」という 気持ちを実現させるために・・・

あなたが思う「お金をつかう時期」はどこですか？

5年後

継続雇用が終わる
5年後に夫婦で優雅な
ヨーロッパ旅行！

3年後

孫が産まれたから
3年後の七五三が楽しみ！

10年後

リフォームの時期に
あわせて
二世帯住宅に！

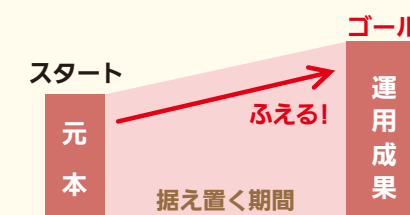
20年後

私たち夫婦の金婚式。
みんなでお祝いしたいわ！

みらいの「あなた」をお手伝いする マネープランニング

〈一般的なお金のふやし方〉

一定期間据え置くと、金利などでお金がふえていきます。
図にするとこんなイメージではないでしょうか。



そこで！

将来のイベントにあわせて
お金をつかう時期が明確になっているなら、
保険のしくみを活用して、
より大きくしてみませんか？

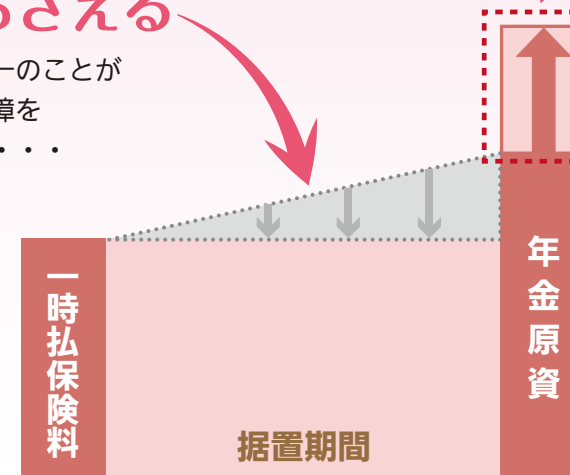
保険のしくみを活用した お金のふやし方

お金を据え置いている期間中は
保障をおさえる

据置期間中に万一のことが
あった場合の保障を
おさえることで・・・

お金をつかう時期に
おおきくなる

万一のことがなく
据置期間の満了を迎えると
より多くの年金原資を
確保できます。
しかも、一時金でも年金でも
受け取れます。



商品のしくみ

指定通貨 円 米ドル 豪ドル

この保険のリスクと費用について
・為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。
・この保険にかかる費用は、保険期間中の費用、外国通貨のお取扱いに必要な費用、解約時にご負担いただく費用（解約控除）の合計額です。
くわしくは **注意喚起情報** をご覧ください。

- Point 1

大きく受け取れる

据置期間中の死亡保障や解約払戻金を抑えて年金原資を大きくします。
- Point 2

受け取れる金額が確定

ご契約時に、指定通貨建の年金原資の額が確定します。
- Point 3

一時金でも受け取れる

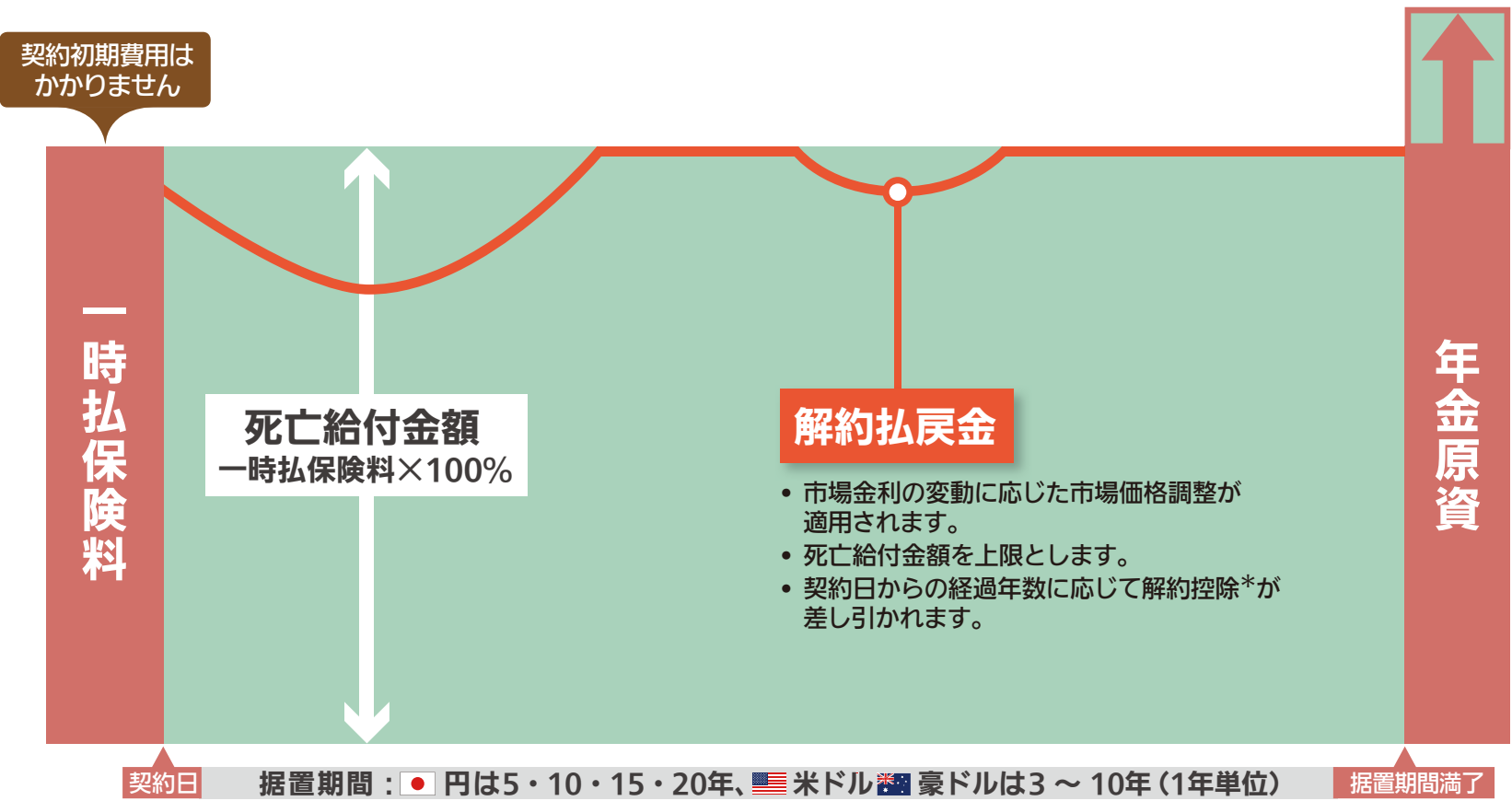
据置期間満了時の受取方法は、一時金受取も選択できます。



商品パンフレット

死亡給付割合（一時払保険料に対する死亡保障の割合）が **100% の場合** 受取金額をより大きくする工夫については、5～6 ページをご覧ください。

イメージ図



*解約控除額は基本給付金額（一時払保険料相当額）に解約控除率を乗じた金額となります。
解約控除率は経過年数に応じて、円建の場合は0.1%～1.0%、米ドル建・豪ドル建の場合は0.7%～7.0%となります。くわしくは **注意喚起情報** をご覧ください。

お取り扱いについてくわしくは **契約概要** をご覧ください。

ご注意 右記の金額は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未満の端数を切り捨てて表示しています。個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に記載されるとおりとなりますのでご確認ください。

年金 または 一時金 でお受け取りいただけます。

年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金 10年確定年金

一時金

据置期間満了時の一時金受取金額例

【前提条件】 契約年齢：60歳、男性、指定通貨：米ドル、
一時払保険料：100,000米ドル、
積立利率：0.53%（据置期間5年）1.20%（据置期間10年）

死亡給付割合	据置期間	
	5年	10年
100%	102,873 米ドル	114,328 米ドル

※ご契約時には年金受取を指定いただきますが、据置期間満了時に一時金受取を指定いただくことができます。

外貨建の場合も、円で受け取れます
円で受け取る際の、**為替手数料は無料**です。
※お受取りの際の為替レート：TTM（対顧客電信仲値）
 据置期間中（繰延べ期間中も含む）の解約払戻金を円で受け取る場合は、所定の為替手数料が必要となります。

より大きく受け取れる工夫

指定通貨



円



米ドル



豪ドル



ご注意

この保険のリスクと費用について

- ・為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- ・この保険にかかる費用は、保険期間中の費用、外国通貨のお取扱いに必要な費用、解約時にご負担いただく費用（解約控除）の合計額です。

くわしくは **注意喚起情報** をご覧ください。



死亡給付割合が小さくなるほど
年金原資の金額が大きくなります。

【イメージ図】

死 亡 保 障

大

小

死亡給付割合

100%

70%

50%

20%

年 金 原 資

小

大

死亡給付割合（一時払保険料に対する死亡保障の割合）が

70%

50%

20%

の場合

死亡給付割合 50%の場合のイメージ図

契約初期費用は
かかりません



ご注意

死亡給付金額や解約払戻金額は一時払保険料を
大きく下回ります。

死亡給付金額
一時払保険料×50%

解約払戻金

- ・市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されます。
- ・死亡給付金額を上限とします。
- ・契約日からの経過年数に応じて解約控除*が差し引かれます。

年金原資

年
金

または

一時金

でお受け取りいただけます。

年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金

10年確定年金

一時金

据置期間満了時の一時金受取金額例

【前提条件】 契約年齢：60 歳、男性、指定通貨：米ドル、
一時払保険料：100,000 米ドル、
積立利率：0.53%（据置期間 5 年）1.20%（据置期間 10 年）

死亡給付割合	据置期間	
	5年	10年
70%	105,131 米ドル	119,754 米ドル
50%	106,136 米ドル	122,246 米ドル
20%	108,155 米ドル	127,333 米ドル

※ご契約時には年金受取を指定いただきますが、据置期間満了時に一時金受取を指定いただくことができます。

外貨建の場合も、 円で受け取れます

円で受け取る際の、**為替手数料は無料**です。

※お受取りの際の為替レート：TTM（対顧客電信仲値）

据置期間中（繰延べ期間中も含む）の解約払戻金を円で受け取る場合は、
所定の為替手数料が必要となります。

*解約控除額は基本給付金額（一時払保険料相当額）に解約控除率を乗じた金額となります。

解約控除率は経過年数に応じて、円建の場合は **0.1%～1.0%**、米ドル建・豪ドル建の場合は **0.7%～7.0%**
となります。くわしくは **注意喚起情報** をご覧ください。

お取り扱いについてくわしくは **契約概要** をご覧ください。



ご注意

右記の金額は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未満の端数を切り捨てて表示しています。個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に記載されるとおりとなりますのでご確認ください。



ご注意

ご家族の方にもあらかじめこの保険のリスクをお伝えください。

- ・死亡時にご遺族に支払われる死亡給付金額は、一時払保険料に死亡給付割合を乗じた金額となります。また、解約払戻金額は死亡給付金額を上限とします。そのため、死亡給付金額や解約払戻金額は、一時払保険料を大きく下回ります。
- ・この商品をご検討の際には、特にご家族等へのご相談を推奨しています。

※お伝えいただくにあたりご不明な点がございましたら、募集代理店にご相談ください。

契約概要

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。

▶お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに
主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」
に記載しておりますのでご確認ください。

この保険は、生存保障を重視した保険料一時払の定額年金保険です。

指定通貨 (契約時に選択)	正式名称
円・米ドル・豪ドル	生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険

1 引受保険会社について

- 名称：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 ※この書面中、以下「当社」といいます。
- 住所：〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
- 電話：[円建] 0120-037-560 [米ドル建・豪ドル建] 0120-001-262
(カスタマーサービスセンター)
- ホームページ：www.nw-life.co.jp

2 この保険のしくみについて

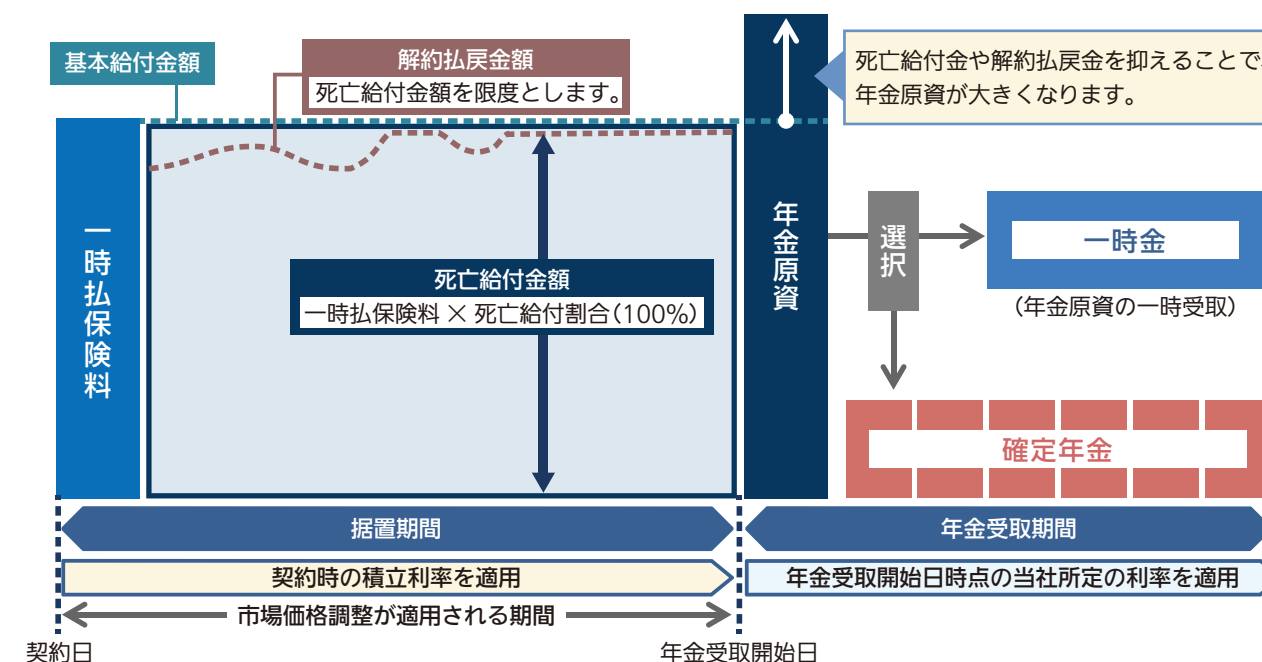
- この保険は、当社所定の方法により計算された積立利率により、ご契約時に選択された指定通貨建で運用され、据置期間中の死亡保障や解約払戻金を抑えることで、年金受取開始日の年金原資を大きくします。
- 年金原資額は、ご契約時点において指定通貨建で確定します。
- 被保険者が所定の年齢に達したときから、毎年一定額の年金をお支払いします。
- 据置期間中に被保険者が死亡された場合にお支払いする死亡給付金は、ご契約時に設定された割合（死亡給付割合）により抑制された金額となります。
- この保険は解約払戻金等の計算時に、市場金利に応じた資産の時価の変動を反映するしくみ（市場価格調整）となっております。さらに、解約の時期によっては、解約控除が差し引かれます。

【しくみ図】 ※次の図は、イメージをあらわしたものです。

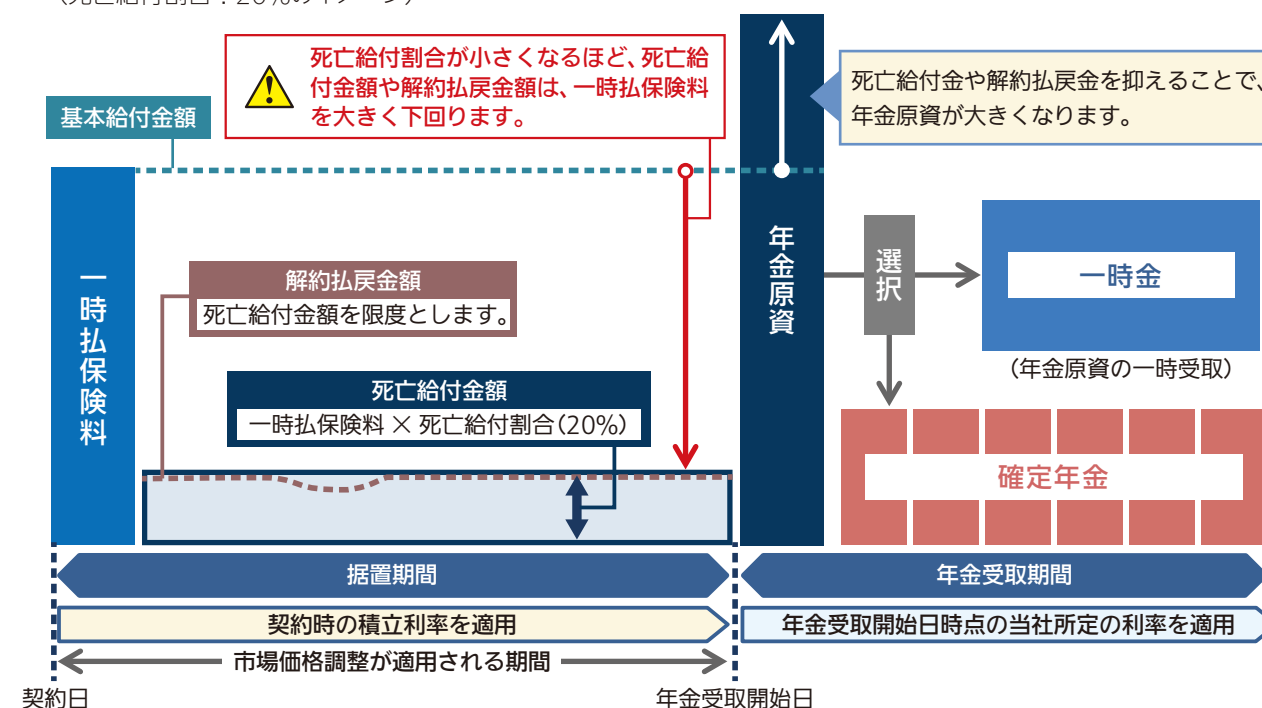
- 被保険者がお亡くなりの場合、死亡給付金として一時払保険料相当額に死亡給付割合を乗じた金額が支払われます。
- 死亡給付割合は、ご契約時に次の範囲よりご選択いただきます。
 - 100% • 70% • 50% • 20%

 死亡給付割合が小さくなるほど、死亡給付金額や解約払戻金額は低額となります。

■ 死亡給付割合が100%の場合



■ **死亡給付割合が100%未満の場合**
(死亡給付割合：20%のイメージ)



3 この保険の市場リスク・為替リスクについて

- この保険は、据置期間中の解約払戻金額に、市場金利の変動に応じた**市場価格調整が適用されることから、その受取額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**
- 指定通貨が米ドルまたは豪ドルの場合、**為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

4 お客さまにご負担いただく費用があります。

くわしくは  **注意喚起情報** 冒頭をご覧ください。

5 積立利率について

- 積立利率は、毎月2回設定され、それぞれ契約日が「1日～15日」「16日～末日」となるご契約に適用されます。**契約日時点の積立利率が適用されますので、申込日時点の積立利率と異なる可能性があります。**

※契約日とは、当社がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合、一時払保険料（相当額）を受け取った日を指します。

- 契約時に適用された積立利率は、据置期間中を通じて一定です。なお、年金受取開始日以後は、年金受取開始時点の当社の定める率が適用されます。

- 積立利率とは、積立金に適用される利率をいい、基準金利に安全率を適用した率から、保険契約関係費率を差し引いて設定されます。

□積立利率の計算方法



用語について

基準金利	当社所定の方法により計算した指定通貨に応じた国債* ¹ の複利利回り（指標金利）の平均値 *1 円の場合：日本国債、米ドルの場合：米国債、豪ドルの場合：オーストラリア国債	
安全率	市場金利の変動幅等を勘案して当社が定めた率（指定通貨に応じた範囲内* ² で設定） *2 円の場合：－0.5%～＋1.0%、米ドルおよび豪ドルの場合：－0.5%～＋1.5%	
保険契約関係費率	新契約費率	ご契約の締結に必要な費用
	維持費率	ご契約の維持に必要な費用

- 据置期間中の積立金額は、積立金（一時払保険料相当額）につき、ご契約時に適用される積立利率によって計算されます。さらに、年金受取開始日前の死亡給付金額や解約払戻金額を抑えることで、年金受取開始時の年金原資額を大きくします。
そのため、積立利率は一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

6 ご契約のお取扱いについて

契約年齢 (被保険者の満年齢)		死亡給付割合	100%	0歳～92歳
			70%・50%・20%	50歳～92歳
※年金受取開始時の被保険者の満年齢が95歳を超えることはできません。				
指定通貨		 円	 米ドル	 豪ドル
据置期間		5・10・15・20年	3～10年(1年単位)	
一時払保険料／年金額		一時払保険料・年金額のお取扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。		
①一時払保険料 (基本給付金額) 〈保険料単位〉	最低	200万円 〈1万円〉	20,000米ドル 〈100米ドル〉	20,000豪ドル 〈100豪ドル〉
	最高		円入金時：200万円〈1万円〉 ※保険料円入金特約付加	
		10億円* ■既契約がある場合の上限額(円換算額*)について 同一被保険者において、今回お申込みの基本給付金額と当社が定める他の保険契約の基本給付金額等を通算して、10億円を超えることはできません。 *円換算にあたっては、契約日が属する年度の当社が定める通算為替レートを用います。		
②最低年金額		10万円	円での受取：1,000米ドル／豪ドル 外貨での受取：6,000米ドル／豪ドル	
保険料払込方法		一時払のみ(指定金融機関口座への送金)		
契約者		被保険者の3親等以内のご親族		
死亡給付金受取人		被保険者の3親等以内のご親族から複数名お選びいただけます。 ※1%単位で合計が100%となるようご指定いただけます。		
年金受取人		契約者または被保険者		
継続年金受取人		・年金受取期間中に年金受取人が亡くなられた場合、継続年金受取人に残りの期間の年金をお受け取りいただけます。 ・継続年金受取人は、年金受取人の3親等以内のご親族から1名のみお選びいただけます。		
その他取扱について		次のお取扱いはありません。 ・指定通貨の変更 ・基本給付金額の増額 ・契約者貸付		

※ 具体的なご契約内容については、「契約申込書（情報端末のお手続き画面を含みます）」にてご確認ください。

7 配当金について

この保険に配当金はありません。

8 年金のお取扱いについて

- 年金受取開始時に一時金、または年金受取開始日以後に所定の年金としてお受け取りいただけます。

確定年金	年金受取期間：10年
一時金 (年金原資の一時受取)	年金受取にかえて、年金原資を一時受取することができます。

- 年金受取開始時に、所定の範囲内で、次の変更や選択ができます。
 - 年金種類や年金受取期間の変更
 - 1年間の年金受取回数の選択

※年金の受取回数は、年金受取開始日以後に変更することができます。

※当社所定の範囲内でのお取扱いとなり、将来変更されることがあります。
- 年金額は、年金受取開始日の積立金額を年金原資として、年金受取開始日における当社の定める率により算出されます。そのため、**年金額は年金受取開始日まで確定しません。**

9 保障内容（死亡給付金のお支払い）について

給付金の種類	死亡給付金
お支払いする事由	被保険者が年金受取開始日前に亡くなられたとき
お支払いする金額	死亡給付金額 = 基本給付金額 × 死亡給付割合
	基本給付金額
	一時払保険料と同額 ※減額された場合は、減額後の金額
	死亡給付割合
ご契約時に次の範囲でご指定いただきます。 •100% •70% •50% •20%	
 • 死亡給付割合が100%未満の場合、死亡給付金額は一時払保険料を大きく下回ります。 • ご契約後に死亡給付割合の変更はできません。	
お支払いできない場合の例	• ご契約者や死亡給付金受取人の故意 • 重大事由によるご契約の解除 等

10 特約について

保 険 料 円 入 金 特 約

外貨建の保険料を円で払い込むことができます。

円 支 払 特 約 Ⅱ

外貨建の解約払戻金・死亡給付金等を円で受け取ることができます。

年 金 円 支 払 特 約

毎回の外貨建の年金や年金原資を円で受け取ることができます。

※この特約の付加による円での受け取り後は、外貨での年金受取はできません。

新為替ターゲット特約

- 年金円支払特約と併せて付加することにより、年金受取日（為替判定日）の為替レートが、あらかじめ設定された為替レート（為替ターゲットレート）と同一または円安となった場合は円で年金を受け取り、円高となった場合は外国通貨で据え置くことができます。
- 為替ターゲットレートは、50円～200円（1円単位）で設定でき、設定後に変更することもできます。
- 外国通貨で据え置かれた年金は、据置後の為替判定日において、為替ターゲットレートと同一または円安となった場合に、当社所定の利率により計算した利息とあわせて円による受け取りとなります。
- 外国通貨で据え置かれた年金とその利息は、円または外国通貨で引き出すことができます。

※年金受取の最終分については、最後の為替判定日における為替レートが為替ターゲットレートより円高の場合、外国通貨による年金受取となります。また、最後の為替判定日において据置年金があるときには、外国通貨による据置年金および利息の全額の受け取りとなります（年金受取人からお申出があった場合は、円による受け取りに変更することができます）。

目 標 額 到 達 時 円 建 終 身 保 険 移 行 特 約

- 年金受取開始日の繰延べと併せて、年金受取開始日の前日までに付加することができます。
- 繰延べ期間中、毎営業日において、目標額への到達状況を判定します。外貨建の解約払戻金の円換算額が、ご契約者があらかじめ設定した目標額に到達した場合、円建終身保険へ自動的に移行することができます。
- 目標額は、一時払保険料の円換算額*に、105%～200%の範囲内（1%単位）でご契約者が指定した割合を乗じた金額となります。

*保険料円入金特約を付加した場合、円で払い込まれた金額となります。
- 被保険者が移行日以後の保険期間中に亡くなられた場合、特約死亡保険金が支払われます。また、所定の不慮の事故や感染症を直接の原因として亡くなられた場合には、特約災害死亡保険金が併せて支払われます。

指定代理請求特約

年金受取人が年金を請求できない当社所定の事情があるときに、年金受取人にかわり、指定代理請求人が年金の請求（代理請求）を行うことができます。

※被保険者が年金受取人となるご契約の年金の請求が対象となります。

■特約の付加にあたって、適用される為替レートと換算基準日は以下のとおりです。

特約名	対象	換算基準日	適用為替レート
保険料円入金特約	一時払保険料（相当額）	一時払保険料（相当額）の受領日	TTM + 50 銭
円支払特約Ⅱ	・解約払戻金 ・死亡給付金	必要書類が当社の本店に到着した日	TTM - 50 銭
年金円支払特約	・年金 ・年金原資の一時受取	年金受取日または必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日	TTM
目標額到達時 円建終身保険移行特約	解約払戻金	移行日	TTM - 50 銭
	一時払保険料* （目標額設定）	契約日	TTM + 50 銭

※保険料円入金特約を付加した場合、円で払い込まれた金額となります。

※換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※TTM（対顧客電信仲値）は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。
なお、1日のうちにTTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。
なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。

※上記の為替レートは2022年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

付加できる特約について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

11 解約等について

■据置期間中に、ご契約を解約・減額された場合、解約払戻金をお受け取りいただきます。

■基本給付金額の減額を行った場合、減額分は解約したものとして取扱い、同じ割合で積立金額についても減額されます。減額後の基本給付金額が下記の金額以上での取扱いとなります。

指定通貨	 円	 米ドル	 豪ドル
最低基本給付金額	200万円	20,000米ドル	20,000豪ドル

■解約払戻金は、解約計算基準日*¹の積立金に市場価格調整を適用した金額に、契約日からの経過年数に応じた解約控除を差し引いて計算されます。ただし、その金額は死亡給付金額（一時払保険料相当額に死亡給付割合を乗じた金額）を上限*²とします。

したがって、一時払保険料を上回ることはありません。さらに、ご指定された死亡給付割合が100%未満の場合、一時払保険料を大きく下回ります。

*1 完備された解約請求書類が当社に到着した日となります。

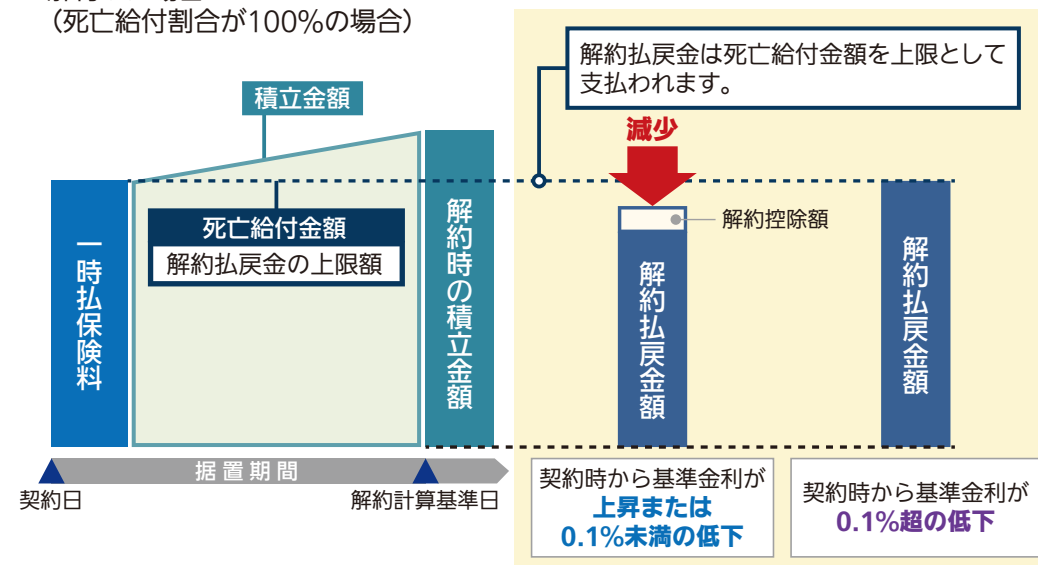
*2 減額した場合は減額分に対応する死亡給付金額が上限となります。

■市場価格調整とは、解約払戻金の受取の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。例えば、ご契約時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、ご契約時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

■市場価格調整の適用により、解約時の基準金利が、契約時の基準金利より上昇または0.1%未満の低下の場合、積立金に市場価格調整率を適用して計算される金額は解約時点の積立金額より減少します。逆に、0.1%超低下した場合には、その金額は増加します。

基準金利について、くわしくは  **契約概要** **5 積立利率について** をご覧ください。

○解約した場合のイメージ
（死亡給付割合が100%の場合）



〈計算方法〉

解約払戻金額は、解約計算基準日*¹において次のとおり計算します。ただし、死亡給付金額が上限となります。

解約払戻金額

=

積立金額

×

1 − 市場価格調整率

−

基本給付金額×解約控除率

解約控除額

○市場価格調整率は、次のとおり計算します。

1 −

1 + 契約日の基準金利

1 + 解約計算基準日の基準金利 + 0.1%*²

所定の月数*³ / 12

- *1 完備された解約請求書類が当社に到着した日をいいます。
- *2 解約払戻金額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日～15日、16日～末日）と解約計算基準日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、解約払戻金額を計算する際の市場価格調整において所定の係数（0.1%）を設定しています。
- *3 解約計算基準日から据置期間満了までの月数などをもとに計算します。

▶市場価格調整率の計算式における所定の係数（0.1%）について

この所定の係数により、「解約計算基準日の基準金利」が「契約日の基準金利」と同一であっても、解約計算基準日の積立金に対して、契約日からの経過年数に応じて一定率が控除されます。

例えば、解約計算基準日の基準金利と契約日の基準金利が2.00%の場合、解約計算基準日の積立金に対して、契約日からの経過年数ごとに以下の値が控除されます。

契約日からの経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
控除率	0.88%	0.78%	0.68%	0.59%	0.49%	0.39%	0.29%	0.20%	0.10%	0.00%

※年金受取開始年齢：70歳、据置期間：10年、指定通貨：米ドルで計算しています。

くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

○解約控除額の計算に用いる解約控除率は、契約日からの経過年数に応じて設定されます。

解約控除率については、 **注意喚起情報** 冒頭の **お客さまにご負担いただく費用があります。** をご覧ください。

12

年金受取開始日の繰延べ

- 年金受取開始日前日に、年金受取開始日を繰り延べることができます。
- 繰延べ期間は1年とし、繰延べ以後は、あらかじめご契約者からの反対の申出がない限り、年金受取開始日を1年単位で自動的に繰り延べます。
※繰延べ後の年金受取開始日における被保険者の年齢が95歳を限度とします。
- 繰延べ期間中は、年金原資を積立金額として、当社所定の利率で積み立てます。
- 繰延べ後においては、次のように取扱います。
 - ・死亡給付金額：被保険者が死亡した日における積立金相当額
 - ・解約払戻金額：解約計算基準日における積立金額
- 指定通貨が外貨で、繰延べされる場合には、「目標額到達時円建終身保険移行特約」を付加することができます。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して
特にご注意ください事項を記載しています。

▶ お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

！ お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険にかかる費用は、次の費用の合計額です。
また、指定通貨が外国通貨の場合、外国通貨のお取扱いに必要な費用があります。

【ご契約時の費用】

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

【保険期間中の費用】

- **年金支払時の費用として、毎年の年金支払時に年金額の1%を上限に年金管理費を積立金から控除します。**年金管理費は、年金支払開始時に定まり、年金支払期間を通じて適用されます。なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結に必要な費用およびご契約の維持に必要な費用を差し引いています。
- **目標額到達時円建終身保険移行特約による円建終身保険への移行後は、費用等を控除した当社の定める率により運用します。**

【外国通貨のお取扱いに必要な費用】

- **特約の付加による次の場合、適用される為替レートとTTM（対顧客電信仲値）*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。**

指定通貨	適用為替レート	
 米ドル  豪ドル	保険料を円貨で払い込む場合 【保険料円入金特約】	TTM + 50 銭
	死亡給付金等を円貨で受け取る場合 【円支払特約Ⅱ】	TTM - 50 銭
	目標額到達後、円建終身保険に移行する場合 【目標額到達時円建終身保険移行特約】	

* TTM(対顧客電信仲値)は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。
※上記の為替レートは2022年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

- **一時払保険料を外貨にてお払込みになる際、および年金等を外貨でお受け取りになる際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。**

【解約時にご負担いただく費用（解約控除）】

据置期間中に解約・減額される場合には、契約日から最長10年間は、契約日から解約・減額の計算基準日までの経過年数に応じた解約控除を積立金から差し引きます。
解約控除額は基本給付金額（一時払保険料相当額）*に次の解約控除率を乗じた金額となります。

*減額の場合は、減額する部分の基本給付金額

＜解約控除率＞

・指定通貨が円の場合

据置期間	経過年数										
	0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
5年	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.1%	—	—	—	—	—	—
10年以上	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.1%	—

・指定通貨が米ドル・豪ドルの場合

据置期間	経過年数										
	0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年
3年	2.1%	1.4%	0.7%	—	—	—	—	—	—	—	—
4年	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	—	—	—	—	—	—	—
5年	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	—	—	—	—	—	—
6年	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	—	—	—	—	—
7年	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	—	—	—	—
8年	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	—	—	—
9年	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	—	—
10年	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	—

次のページに続きます

 解約時の受取額が一時払保険料を下回ることがあります。
市場リスク

この保険は、据置期間中の解約払戻金額に、市場金利の変動に応じた**市場価格調整が適用**されることから、**その受取額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

 為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。
為替リスク

指定通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。
為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

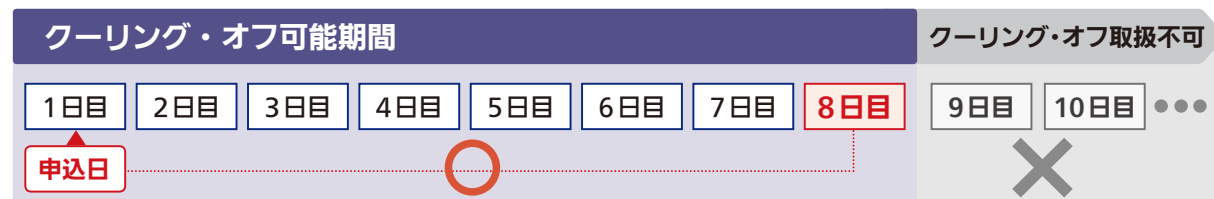
 死亡給付金額や解約払戻金額が、一時払保険料を上回ることはありません。

この保険の死亡給付金額や解約払戻金額は、一時払保険料に死亡給付割合を乗じた金額が上限となるため、一時払保険料を上回ることはありません。さらに、指定された死亡給付割合が100%未満の場合、一時払保険料を大きく下回ります。

※この保険の商品内容、リスク等に関するご注意事項をよくご確認いただき、据置期間中にご使用を予定されていない資金（余裕資金）にてご加入ください。

1 クーリング・オフ制度（お申込みの撤回等）の対象となります。

- 保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、**保険契約の申込日から起算して8日以内**であれば、申込者等からの書面（郵送）または電磁的記録（電子メール）によるお申出により、その保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。



※クーリング・オフ可能期間には、土・日・祝日等の休日を含みます。

- 保険契約のお申込みの撤回等の主な方法、申出先、取扱期限は以下のとおりとなります。

主な方法	申出先	取扱期限
書面（郵送）	〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター宛	8日以内の消印まで有効
電磁的記録 （電子メール）*	co@nw-life.co.jp	8日以内の当社到達まで有効

* 当社ホームページ上からでも、電子メールによるお申出が可能です。
くわしくは、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

- 「保険契約のお申込みの撤回等をする旨」のほか、申込者等の氏名（書面の場合は自署）・住所・電話番号、被保険者の氏名、申込番号または証券番号、払込保険料（払込通貨）、募集代理店名、保険料の返金先口座（申込者等の本人名義）、申出日を明記してください。
- 募集代理店へお申出いただいても、クーリング・オフ制度は適用されませんので、ご注意ください。また、お電話や口頭でのお申出はできません。
- 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社に保険料としてお払込みいただいた金額をお払込み時の通貨で全額お返しします。
- 外貨建のご契約の場合、保険料円入金特約の付加有無により、保険契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ）に伴い、お返しする通貨が異なります（保険料円入金特約を付加しない場合は、外貨でのお返しとなります）。くわしくは、下記表をご参照ください。

保険料円入金特約 付加の有無	保険料のお払込み時の通貨	クーリング・オフに伴い お返しする通貨
付加する場合	円貨* ¹	円貨* ³
付加しない場合	外貨* ²	外貨* ⁴

- *¹ 保険料円入金特約による通貨交換時に当社所定の手数料がかかります。
- *² 金融機関等で円貨を外貨に交換する場合、所定の手数料がかかります。また、お客さまの口座から当社指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- *³ 円貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。
- *⁴ 外貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。ただし、外貨でのお返しとなるため、円貨のご資金を金融機関等で外貨に交換しお払込みいただいた場合、以下により、お返しする金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。
- ① 円貨から外貨への交換に係る金融機関所定の手数料
② 外貨から円貨への交換に係る金融機関所定の手数料
③ 送金および着金に係る金融機関所定の手数料
④ 為替差損（益）

- 次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等を行うことはできません。**

- ①申込者等が法人の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
②債務の履行を担保するための保険契約である場合
③既契約の内容変更である場合

- 当社は、申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。

次のページに続きます

■保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に死亡給付金等の支払事由が生じている場合には、保険契約のお申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に、申込者等が死亡給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

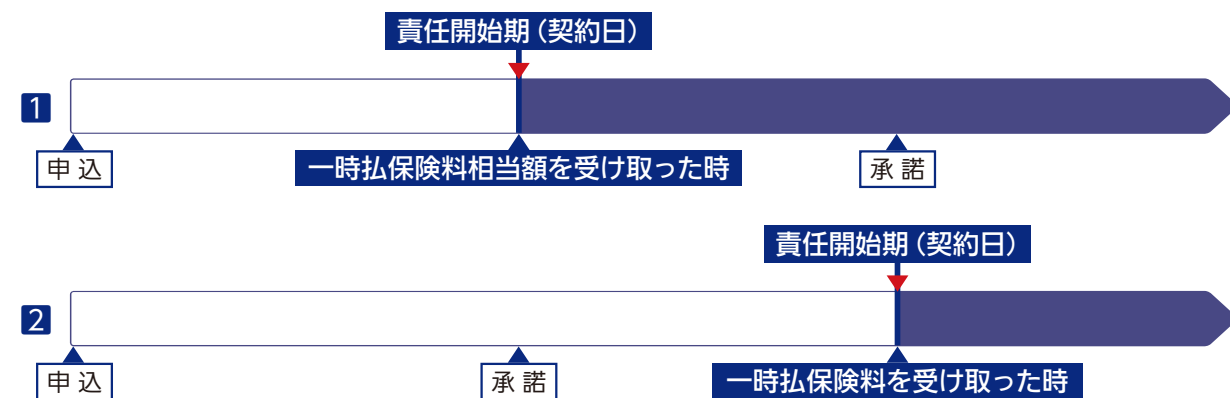
2 お申込み時にご報告いただく事項（告知）について

■ご契約のお申込みにあたって、被保険者の健康状態や職業についてお知らせ（告知）いただく必要はありません。

■被保険者が入院中または余命宣告を受けている場合はお引受けができません。
※入院は一時帰宅、リハビリ入院を含み、入院予定が明らかな場合も同様のお取扱いとなります。

3 保障を開始する時期について〔責任の開始〕

■当社がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合は、当社は一時払保険料（相当額）を受け取った時からご契約上の責任を負います。



■募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、当社の承諾が必要になることがあります。

4 死亡給付金等をお支払いできない場合について

次の場合には、死亡給付金等をお支払いできないことがあります。

- ご契約者または死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
- ご契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金を詐取する目的で事故を起こした（未遂を含みます）とき
- ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- ご契約者が死亡給付金を不法に取得する目的等でご契約を締結され、ご契約が無効となったとき
- ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結され、ご契約が取消しとなったとき

くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

5 お支払いに関する手続き等の留意事項について

■お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金等のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

■お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、死亡給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合、および死亡給付金等のお支払期限については、「ご契約のしおり・約款」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。

■当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。

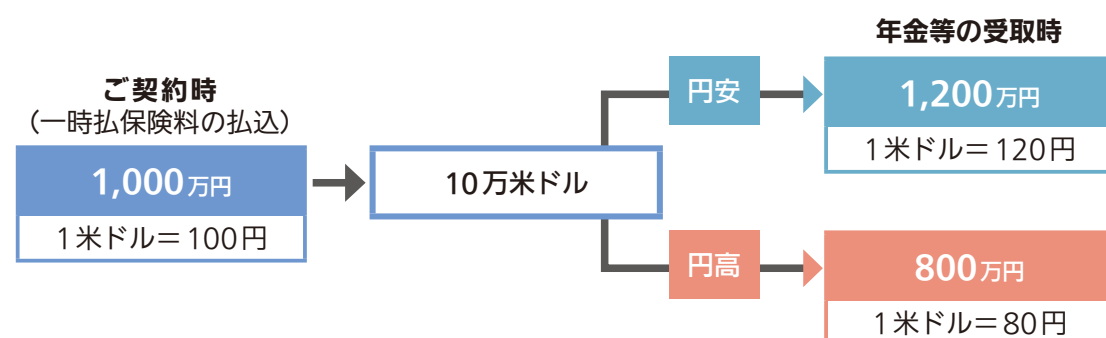
■指定代理請求特約を付加された場合は、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

指定代理請求特約について、くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

6 為替リスクについて

■指定通貨が米ドルまたは豪ドルの場合、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。

〈為替リスクの例（米ドル建の場合）〉



■年金等の受取時の為替相場により円換算した年金等の受取額が、ご契約時の為替相場により円換算した年金等の受取額を下回ることがあります。

■為替相場の変動により年金等の総受取額がご契約時の為替相場により円換算した一時払保険料を下回ることがあります。

7 元本割れが生じる場合について

据置期間中に解約した場合、元本割れが生じ不利益となることがあります。

解約払戻金は、解約計算基準日の積立金に市場価格調整を適用して計算するため、その金額は減少することがあります。また、市場価格調整を適用した金額から、契約日から解約計算基準日までの経過年数に応じた解約控除を差し引いて計算します。ただし、解約払戻金は死亡給付金額（一時払保険料相当額に死亡給付割合を乗じた金額）が上限となります。

したがって、一時払保険料を上回ることはありません。さらに、ご指定された死亡給付割合が100%未満の場合、一時払保険料を大きく下回ります。

解約払戻金額の計算方法について、くわしくは **契約概要** **11** **解約等について** をご覧ください。

8

保険契約の保護について [生命保険会社の業務又は財産の状況が変化した場合]

保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

ニッセイ・ウェルス生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

9

預金ではなく生命保険であることについて [預金等との違いについて]

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

10

新たな保険契約への乗り換えについて [現在ご契約中の保険契約の解約を検討されている場合]

現在ご加入されている保険契約を解約・減額して、新たな保険契約にご加入されるときには、一般的に次のような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約・減額された場合、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 現在ご加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

11 税金のお取扱いについて

■ 税務のお取扱いは2022年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。
なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

■ 2013年1月1日から2037年12月31日までの所得について、所得税とあわせて復興特別所得税として「基準所得税額 × 2.1%」が課税されます。

＜ご契約時＞

お申込みいただいた保険料は、払込まれた年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

※個人年金保険料控除の対象ではありません。

＜年金支払開始日前＞

解約払戻金（解約差益）に対する課税

年金種類	契約後5年以内	契約後5年超
確定年金	20.315%源泉分離課税	所得税（一時所得）＋ 住民税

死亡給付金に対する課税

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）＋ 住民税
本人	配偶者（または子）	子（または配偶者）	贈与税

＜年金支払開始日以後＞

一時金受取（年金原資の一時支払）に対する課税

契約後5年以内	契約後5年超
20.315% 源泉分離課税	所得税（一時所得）＋ 住民税

※契約者と年金受取人が異なる場合、一時受取額に対し贈与税が課税されます。

年金に対する課税（契約者＝年金受取人の場合）

年金種類	年金の受取時	未払年金の一括受取時
確定年金	所得税（雑所得）＋ 住民税	所得税（一時所得）＋ 住民税

※契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に年金受給権の評価額に対し贈与税が課税されます。
また、毎年の年金受取時に所得税（雑所得）・住民税が課税されます。

＜税務取扱上の換算基準日と適用為替レート＞

この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取扱いにつきましては、一般的に下記の基準により外貨を円に換算した上で、円建の生命保険と同様に取扱います。

対 象		換算基準日	適用為替レート*
保 険 料		一時払保険料の受領日	TTM（対顧客電信仲値）
死亡給付金	相続税・贈与税の対象となる場合	支払事由発生日	TTB（対顧客電信買相場）
	所得税の対象となる場合	支払事由発生日	TTM（対顧客電信仲値）
年金原資の一時支払	源泉分離課税の対象となる場合	年金支払開始日	TTB（対顧客電信買相場）
	所得税の対象となる場合	年金支払開始日	TTM（対顧客電信仲値）
年 金		年金支払日	TTM（対顧客電信仲値）
解約払戻金	源泉分離課税の対象となる場合	必要書類の当社到着日	TTB（対顧客電信買相場）
	所得税の対象となる場合	必要書類の当社到着日	TTM（対顧客電信仲値）

*当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。

※保険料円入金特約を付加した場合、上記の保険料については、円でお払い込みいただいた金額となります。

※特約の付加により円でお受け取りになる場合は、当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

12 ご契約の生命保険に関するご相談窓口等について

■ 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については下記へご連絡ください。

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

円 建 0120-037-560 米ドル建／豪ドル建 0120-001-262

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

■ 指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）。
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。